

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
民法1 2019年 期末				

第1. 設問1.

1. EはAに対し、AE間保証契約(民法446条以下法令に定める)に基づき、保証債務1000万円の支払いを請求することになった。Aがその請求が認められるには、当該保証契約の効果がAに帰属している必要がある。 **つと**

(1) AE間保証契約はCがAの代理人と称してEとの間に締結したところ、かかるCの代理行為は有権代理行為(99条1項)として本人Aに効果帰属するか。

ア 代理行為が有権代理行為として認められるための要件は、①代理権の存在②本人に効果帰属させる意思の表示(顕要知)の存在③代理権の範囲内の行為と全て充足する必要がある。

イ 本件において、CはAから、CがEに負う1000万円の貸付債務についてAが保証人になるとEと内容同等の保証契約の締結に関する代理権を与えられた事情は存在しない(①不充足)。

また、AE間保証契約締結に際し、~~Cは~~ CはEに対し、自己がAの代理人であると称していることから、契約の効果が本人Aに帰属する旨の意思表示をなしたといえる(②充足)。

そして、そもそもCにはAE間保証契約に関する代理権はないため、代理権の範囲内の行為を行なったといえない(③不充足)。

ウ レに於て、本件におけるCの代理行為は有権代理行為(99条1項)に当らず、無権代理行為(113条1項)となるから、本人Aが追認(116条本文)しないうちは、AE間保証契約の効果はAに帰属しない。

(2) もっとも、AE間保証契約締結に際し、EはAがCに付与したと外形

内容がわかっていない

上は受け取られる委任状を提示し、これにより、CがAE間保証契約締結の代理権を有していると考えられる。そこで、Eの信頼を保護すべく、Aの表見代理(109条1項)の成立によりAE間保証契約締結の効果とAに帰属させるべきではないか。AはBに自紙委任状を交付しているところ、~~かかる自紙委任状を転得したCがそれを交付した場合、~~
 5
 ア、表見代理(109条1項)成立の要件は①本人が他人に代理権を与えた旨を表示し、②代理権を授けられた旨を表示した者が、表示を受けた相手方との間で、表示した代理権の範囲内で代理行為をし、③相手方、代理権の不存在につき善意無過失であることのいずれも充足すること
 10
 である。争点は、
 イ(甲)まず、上記①につき、自紙委任状の交付は「表示」に当たるといえるか。
 とも、同項の表見代理は、特定の者に代理権を与えた旨を表示し、本人の帰責性を理由に、取引の相手方の代理権への信頼を保護する趣旨を持つものである。
 15
 もっとも、~~転送を流通することが予定されている自紙委任状が第三者に交付され、それが転得者により濫用された場合には、自紙委任状を交付して代理権授けの表示を行おうとした本人の意思の存する限度を超えてい~~
 るといえ、本人にその責任を問うことは妥当でない。
 20
 そこで、かかる場合には、自紙委任状の交付は「表示」(109条1項)に当たらないと解する。
 争点の条件において、Aが作成した自紙委任状における本来の代理権は代理権

※解答は左ページから書き始めてください。

2 ページ

裏面へ

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点

(イ) 本件において、Aが自紙委任状を作成したのは、「D」に代理人として「甲の所有権登記申請手続」を代行してもらうためであった。また、Aは自紙委任状をBに交付する際、「この委任状等をDに渡してほしい。」と発言している。このような事情から、Aが作成した自紙委任状の正当な行使者はDのみであり、車も流通することになり、これはいいものといえる。

そして、Dが行使するはずの自紙委任状がCに転得され、代理人欄に「C」と記載されたうえに、「甲の所有権登記申請手続」というAが想定していた委任事項ではない、「Cが負う貸金債務を保証する契約に関する一切の事項」が委任事項欄に記載されていることから、自紙委任状が転得者Cにより濫用されたといえる。 → good!

(ウ) したがって、Aの自紙委任状交付は「表示」(109条1項)に当たらない(①不充足)。
~~不充足~~から、AがCに代理権を与えた旨を表示したとはいえない(①不充足)。

次に、CがEに提示した委任状の委任事項欄には「Cが負う貸金債務を保証する契約に関する一切の事項」と記載されており、CはAとEとのEに対する貸金債務1000万円とAが保証する契約の権利を代理しているから、Cは特許表示した代理権の範囲内で代理行為をした(②充足)。

エ. したがって、EはCが提示した委任状がCにより勝手に補充されたことと知らなかったことから、CがAE間保証契約締結の代理権を有していたことに善意であったといえる。もっとも、委任状の外形上は特許に不自然な点が見られなかったこととをもち、EはCに対し、Aの仕事、資産状況及びCA間の関係性について尋ねることをせず、Aに連絡を入れることもしなかった。AE間で締結された契約は保証契約であり、その効果がAに帰属すればAは1000万円という多額の支払を負担するリスクを負え

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点

ることになる。~~また、Eは、保証人となる者~~とのため、AがCの貸金債務を
保証することにつき承諾しているが、~~また~~CとAの関係性について明らかにすること
で把握する必要があったといえる。

したがって、Eは、CがAE間保証契約締結の代理権を有しないこと
~~また、Eは~~を知らなかった点において、過失があったといえる(③不充足)。

(2) したがって、本件において、Cの無権代理行為につき表見代理(109条
1項)は成立せず、AE間保証契約の効果はAに帰属しない。

2. よって、EのAに対する1000万円の支払請求は認められない。

第2. 設問2.

1. GがBに対し、甲土地の所有権(206条)に基づく乙建物収去甲
土地明渡請求を行った場合、Bは、Gに対し、~~甲土地所有権に基づく~~
~~甲土地所有権~~AB間売買契約(555条)に基づき甲土地の所有権は
Bに帰属しているから、上記請求は認められないとの反論をすることがある。

(1) まず、BはAとの間の売買契約に基づき甲土地の所有権を承
継取得している(176条)。したがって、BはGに対し甲土地の所有権を
主張できるとも思える。Bの上記反論が認められるとも思える。

(2) これに対し、Gは、~~甲土地所有権~~自身はBにとって甲土地所
有権に関し民法177条の「第三者」に当たるとして、甲土地所有権の
移転登記を具備しないBはGに甲土地所有権を対抗できないとの
再反論をなすと考えられる。

(3) これに対し、Bは、甲土地をGに売却したFはAB間売買契約の
背信的悪意者であり、そのFから甲土地を譲り受けたGは民法177条の
「第三者」に当たらないとの再々反論をなすと考えられる。

冲当い?
(活用)
再反論
回さ
たさうか?

かかる再と反論は認められる。目的不動産の第一譲受人は、背信的悪意者
からの転得者に対しとも登記なしで物権変動を主張できるが、
つき、かかる転得者が「第三者」(177条)に当たるか問題となる。?

まず、民法177条の趣意は、物権変動について登記による公示を要す
ことにより不動産取引の安全を図る点にある。こうとすれば、「第三者」(177
条)とは、不動産物権変動についての当事者及びその権利の推人以外にあり、
当該物権変動の登記の不存在を主張するにつき正当な理由を有する者
と解釈する。

そして、自由競争原理から、単なる悪意者であれば「第三者」に当たらず、

①当該物権変動があったことに主観があり、且つ、②当該物権変動について
の登記の不存在を主張するに信義に反すると認められる事情を有する背
信的悪意者は「第三者」に該当しないと解釈する。

もっとも、背信的悪意者の出現は契約の無効を生ぜしめるわけではなく、
登記の不存在を対抗しえないこととされるため、背信的悪意者からの転得
者も有効に所有権を承継取得できると解釈する。また、背信的悪意者
が「第三者」から排除されるのは、第一譲受人に対して登記の欠缺を主張
するに信義に反し(177条2項)に反し許されないことにあると、転得者が
背信的悪意者として「第三者」から排除されるのは、第一譲受人との間
に相対的に判断されるべきである。

そこで、背信的悪意者からの転得者は、第一譲受人に対する関係で
自身が背信的悪意者に当たらない限り、「第三者」(177条)に当たると解
する。

イ 本件において、Fは、Aから甲を買い受ける時点でBが既に甲を購入し

※解答は左ページから書き始めてください。

5 ページ

裏面へ

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点

ということを知^{いた}りて(ア①充足)。またさらに、FはBに対し、自身がAから
 甲を買い受けた際の金額である3300万円よりも(200万円も割高な)4500
 万円甲を買い取ることを持ちかけたうえ、これに流石の場合には甲の明渡し
 及び乙の収束を求め、そのために訴訟をなすことと併しな態度を示している。こ
 5 れらの事情から、FはBに対し甲土地所有権を相場よりも大幅に高い不当
 な金額で売却し、利益を得ようとしていると考えられ、甲土地所有権の
 登記の欠缺について主張することと信義に反する者と認められる(ア①充足)
 したが、FはAB間売買契約につき善信的表意者であるといえる。
 そして、Fから甲土地を転得したGは、Fが甲を取得した経緯を知らな
 10 かったから、GはAB間売買契約に基づき甲土地所有権がBへ移転した
 ことにつき善意であったといえる(ア①充足)。また、Gは甲土地上に建築
 した乙は違法建築物であつて除去せられると信じていることから、そのよう
 な違法建築物を甲土地上に建てたBに対し、乙の収束及び甲明渡しを
 求めるのは当然の帰結である、甲土地所有権につきBが登記を具備してい
 15 る旨主張することも、信義に反するとはいえない。
 ウ レに於て、GはBとの関係で善信的表意者に当たらず、「第三者」(17条)
 に当たらず。

(4) レに於て、Bの再々反論は認められずない。

2. おて、Bの反論は認められずない。

以上